

	項目	質問内容	回答
1	業務仕様書 4 業務内容 (2) ファムツアーの実施 について	ファムツアーを実施するにあたり、インフルエンサーの方が日本語が話せない可能性があります。 その際、通訳をお願いする場合、費用については受託金額から拠出するという認識でしょうか。 また通訳者は、資格（通訳案内士）を有しなければならないでしょうか。	通訳に関する費用についても受託費用の中から拠出していただくことになります。 通訳者は通訳案内士の資格を有する必要はありませんが、ファムツアー中に受ける観光案内やメディアによる取材を受けた際のスムーズな通訳対応が必要となるため、通訳業務の履行実績がある方を採用してください。
2	業務仕様書 4 業務内容 (2) ファムツアーの実施 について	今回の観光情報発信業務のターゲットは、米子発着の直行便利用者か、クルーズ船利用者のどちらを想定したものでしょうか。	クルーズ船利用者ではなく、米子鬼太郎空港発着の定期航空便利用者をターゲットとして想定しています。
3	業務仕様書 4 業務内容 (2) ファムツアーの実施 について	レンタカーの利用を前提としたファムツアーでも問題ないでしょうか。	レンタカー使用を前提としたファムツアーで問題ございません。
4			

5			
---	--	--	--